

石川県合同輸血療法委員会設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「石川県合同輸血療法委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、石川県内における安全かつ適正な血液製剤の使用を推進し、もって輸血療法の向上を図ることを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者によって構成し、石川県知事が委嘱する。

(1) 石川県内の医療機関の輸血療法委員会委員長、輸血責任医師及び輸血業務担当者

(2) 県又は市町の血液行政担当職員

(3) 東海北陸ブロック血液センター石川製造所及び石川県赤十字血液センター職員

(4) その他委員会の運営のために必要と認められる者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員により就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

3 委員は再任を妨げない。

(委員会の組織)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第6条に定める代表世話人を充てる。

3 委員長は、委員会を代表する。

4 副委員長は、第6条に定める副代表世話人を充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 委員会は、本会の運営に必要な指導・助言を得るため、顧問を置くことができる。顧問の任期は特に定めない。

7 顧問は、世話人会の推薦により委員長が委嘱する。

(委員会)

第5条 委員会は、年1回以上開催し、委員長がこれを招集し議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(役員)

第6条 委員会の役員として、代表世話人、副代表世話人及び世話人を置く。

2 世話人は、委員の中から選出する。

3 代表世話人は、世話人の互選により選出し、世話人会を招集する。

4 副代表世話人は、代表世話人が世話人会に諮り選出する。

5 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるときはその職務を代理する。

第2章 事業

(事業)

第7条 委員会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 適正かつ安全な輸血療法の実施に関する事項
- (2) 血液製剤の使用適正化に関する事項
- (3) 血液製剤の安定供給に関する事項
- (4) その他輸血療法全般に関する事項

(世話人会)

第8条 委員会の事業の運営方針等は、世話人会により協議決定する。

2 世話会は、年2回以上開催する。

3 代表世話人は、第3条に定める者のほか、委員会の運営について意見を聞くために必要があると認められる者を世話人会に出席させることができる。

(実行委員会)

第9条 委員会に、世話会の指導・助言を受けて、目的の達成のために必要な事業の企画・立案等を行う実行委員会を置く。

2 実行委員会の構成員は、代表世話人が委員の中から世話会に諮り選出する。

3 実行委員会には、委員以外の者で、代表世話人が指名する者を出席させることができる。

(情報管理)

第10条 委員会の事業で得た情報を基に委員会が主催しない場で発表等する際は事前に世話会の承認を得る。

(事務局)

第11条 委員会の運営に関する事務を処理するため、石川県健康福祉部薬事衛生課及び石川県赤十字血液センター学術情報・供給課に事務局を置く。

(その他)

第12条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は世話会において協議し定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。